

議 案 第 56 号

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

- (1) 新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第26号）第25条
- (2) 新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第27号）第12条
- (3) 新居浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第39号）第12条

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じることによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。